

- ・この文書は全家庭の保護者様に配布しております。就学援助を申請されていない方、及び否認された方は、参考としてご覧ください。
- ・就学援助費の支給のお知らせについて、支給日及び支給金額が変わる場合を除いて今後行われませんので、この通知を1年間大切に保管してください。

令和5年9月20日

保護者様

大阪市立城北小学校
校長 下山 敦

就学援助費支給のお知らせ（一般1・2申請認定者）

平素は、本校教育活動の推進にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、令和5年度就学援助制度が認定された保護者の方に、次のとおり就学援助費を支給しますので、ご確認ください。

1. 支給予定日及び支給内容について

区分	支給予定日	入学準備補助金 (1年)	児童生徒費 (全学年)	林間学舎費 (5年)	修学旅行費 (6年)
1回目	10月4日（水）	54,060円	5～8月分	16,405	なし
2回目	12月6日（水）	なし	なし	292	実費

※林間学舎の費用について一部誤りがあったため、差額を2回目で支給します。

※児童生徒費の支給額については、学校徴収金の月別徴収金額が就学援助費の支給額となります。

詳細は、令和5年5月8日配布の「令和5年度 児童費会計予算書」をご覧ください。

また、医療券については本校保健室へご連絡ください。

※生活保護を受けている方は、修学旅行費（6年）のみ支給します。

2. 支給方法について

(1) 口座振込を希望した方

上記支給予定日に、申請時に希望された口座へ振り込みます。

(2) 現金支給を希望した方

上記支給予定日に、事務室にてお渡しします。別途お手紙をお渡しますのでご確認ください。

3. 学校徴収金の取扱いについて

(1) 学校徴収金に未納がある場合は、未納分を差し引いた金額を支給します。

(2) 次年度実施予定行事の積立金（4年・5年）及びPTA会費については、就学援助の対象ではありません。徴収日程に合わせて、口座振替または事務室への現金持参にてご納入ください。

お問い合わせ先：大阪市立城北小学校 事務室 ☎06-6922-2134